

消 防 局

警 防 部

警	防		335
救	急		336
指	令		337



警

防

1 消防体制

(令和8年4月1日現在 単位：台)

区分 消防車両	消防局	相模原本署	田名分署	淵野辺分署	緑が丘分署	上溝分署	南本署	麻溝台分署	新磯分署	東林分署	大沼分署	相武台分署	上鶴間分署	北本署	大沢分署	相原分署	城山分署	津久井本署	本署救急隊派出所	藤野分署	青根分署	鳥屋出張所	合計
水槽付消防ポンプ自動車	—	1	—	—	1	2	1	—	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	8
消防ポンプ自動車	—	—	—	1	1	—	—	1	1	1	2	1	—	—	2	1	—	1	—	1	1	2	16
救助工作車	—	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	5
救助資機材車	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
高規格救急自動車	—	4	1	2	1	1	3	—	2	—	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	—	27
はしご車	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	5
高所救助車	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
小型消防車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
化学車	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	3
指揮車	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	4
査察車	—	2	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	1	—	—	—	—	7
その他	6	8	2	2	3	2	7	1	2	1	2	2	2	4	2	3	4	11	1	2	1	1	69
合計	6	18	6	5	7	6	16	2	5	2	5	7	4	10	6	5	6	19	2	4	3	3	147

※ 非常用車両を含む

2 救助隊

火災、交通事故、山岳事故、水難事故、特殊災害等の災害から人命を守るため、相模原消防署本署に特別高度救助隊、南消防署本署に高度救助隊、相模原消防署田名分署及び津久井消防署本署に特別救助隊を各1隊の計4隊を配置し、救助隊員数は69名である。

令和7年中の救助出場件数は836件、救助した人数は262人である。

3 災害時応援協定

消防相互応援協定

No	協定名称	No	協定名称
1	神奈川県下消防相互応援協定	7	相模原市と都留市との消防相互応援協定
2	東京消防庁と相模原市との消防相互応援協定	8	町田市と相模原市との消防相互応援協定(消防団)
3	消防相互援助協約(相模原市及び在日米陸軍)	9	八王子市と相模原市との消防相互応援協定(消防団)
4	限定的かつ人道的立入に係る実施協定 (米軍施設内緊急通行に関する協定)	10	相模原市と清川村との消防相互応援協定(消防団)
5	中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定	11	相模原市と上野原市との消防相互応援協定(消防団)
6	相模原市と上野原市との消防相互応援協定	12	相模原市と道志村との消防相互応援協定(消防団)

救 急

1 救急隊出場件数

昭和38年の救急業務開始時には313件であった救急出場件数は、人口増加や高齢化の進行に伴い年々増加している。令和7年は一日に約124件、約12分に1回の割合で救急隊が出場し、市民の約16人に1人が救急車を要請したことになる。

(単位：件)

年	急病	一般負傷	交通事故	その他	合計
令和5	29,734	6,357	2,455	5,150	43,696
令和6	30,329	6,279	2,322	5,409	44,339
令和7	30,841	6,563	2,304	5,486	45,194

2 救急隊の活動体制

令和8年4月1日現在、市内では21台の救急車と185名の救急隊員が活動している。救急隊員のうち、救急救命処置を行うことのできる救急救命士は142名である。

適切な救急活動を実施するため、救急救命士は生涯教育として医療機関での実習を継続して行っているほか、現場から救急専門医に24時間、指示・指導・助言を受けられる体制を整えている。

3 応急手当普及啓発

「救える命を救うために」救急車が到着するまでの間、傷病者の身近に居合わせた市民が速やかに応急手当ができるよう、平成5年から心肺蘇生法などの応急手当の講習会を実施しており、令和8年4月1日現在延べ92,610人の市民が受講している。

令和7年度	実施回数	参加人員
救命講習会(普通救命講習等)	149回	2,909人

4 市民との連携

(1) AEDの設置促進

平成22年から「自動体外式除細動器(AED)使用可能施設登録制度」を開始し、民間施設に設置されているAEDを活用して早期除細動ができる環境を整えている。令和8年4月1日現在の登録は431施設。

(2) 患者等搬送事業の登録推進

平成19年から一定の基準に適合した患者等搬送事業者(ベッド等を備えた専用車を使用し、患者を医療機関等に搬送する事業者)を認定するとともに、事業者に対する講習会を行っている。令和8年4月1日現在の登録は21事業者。

(3) 市民の安心のために

迅速で適切な救急活動のために、連絡先やかかりつけを記載できる「きゅうきゅう安心カード」や外国人のための「きゅうきゅうあんしんHELPカード」、応急手当をしていただいた市民の方の安心につなげる「バイスタンダーサンキューカード」を配布している。

指 令

1 消防情報管理システム

火災、救急をはじめとする災害通報の受信、消防部隊等への指令及び関係機関への情報連絡をより迅速、確実に行い、災害時の消防体制の強化や事務の効率化を図るため、消防におけるトータルシステムとして「消防情報管理システム」を導入している。

2 緊急通報状況

市民等からの火災・救急事故等の災害にかかる緊急通報の多くは119番通報であるが、その他に消防局の代表電話への通報、消防署所への駆け付け通報、関係機関からの専用電話による通報等がある。

なお、主な通報の内訳は、携帯電話からが39,293件(全体の約63%)、I P電話・ケーブル電話からが16,169件(全体の約26%)、N T T(固定)からが6,451件(全体の約11%)である。

(1) 119番の通報状況(令和7年中)

(単位:件)

区 分	合 計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
火 災	459	29	72	47	48	31	35	49	41	24	38	22	23
救 急	44,607	4,368	3,475	3,762	3,370	3,381	3,644	3,986	3,989	3,421	3,631	3,697	3,883
救 助	571	70	52	33	42	53	54	44	38	36	42	53	54
その他の災害	846	86	57	62	45	56	68	82	98	84	66	59	83
試 験	418	47	20	18	39	53	58	52	33	25	36	10	27
訓練	1,121	53	94	100	45	95	112	71	45	113	151	150	92
間違い	5,614	388	353	482	474	496	549	537	528	477	444	431	455
いたずら	708	58	80	60	56	48	49	34	63	23	114	52	71
問合せ	5,460	580	481	418	413	383	466	470	456	379	404	470	540
他市へ転送	1,701	195	124	133	112	114	119	149	161	137	127	176	154
火通切断	408	16	33	35	20	40	37	33	42	36	39	42	35
合 計	61,913	5,890	4,841	5,150	4,664	4,750	5,191	5,507	5,494	4,755	5,092	5,162	5,417

(2) 119番以外の通報状況(令和7年中)

(単位:件)

区 分	合 計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
火 災	45	7	1	5	8	0	5	3	5	3	2	4	2
救 急	445	55	41	32	34	25	31	35	42	46	45	38	21
救 助	26	2	4	3	2	2	0	4	1	2	3	1	2
その他の災害	121	11	11	8	8	11	14	5	9	9	11	11	13
その他	276	39	23	16	22	20	25	27	15	26	23	17	23
合 計	913	114	80	64	74	58	75	74	72	86	84	71	61

